



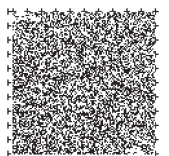
南丹市 こども計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

概要版

令和7(2025)年 3月

この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを付けています。
各ページの音声コードをユニボイスアプリで読み取らせると、内容を音声で聞くことができます。



南丹市こども計画とは

1 こども基本法

令和4（2022）年6月に「こども基本法」が成立し、令和5（2023）年4月に施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

2 こども計画の趣旨

これまで、南丹市では、平成27（2015）年4月からは「子ども・子育て支援法」及び10年間延長された「次世代育成支援対策推進法」による「子ども・子育て支援事業計画」を推進してきました。

このたび、南丹市では「こども基本法」の成立を受けて「南丹市こども計画」を策定することとしました。「こども計画」は、策定にあたっては国が策定するこども大綱を勘案して定めることとされています。こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことが、こども計画の目的となります。

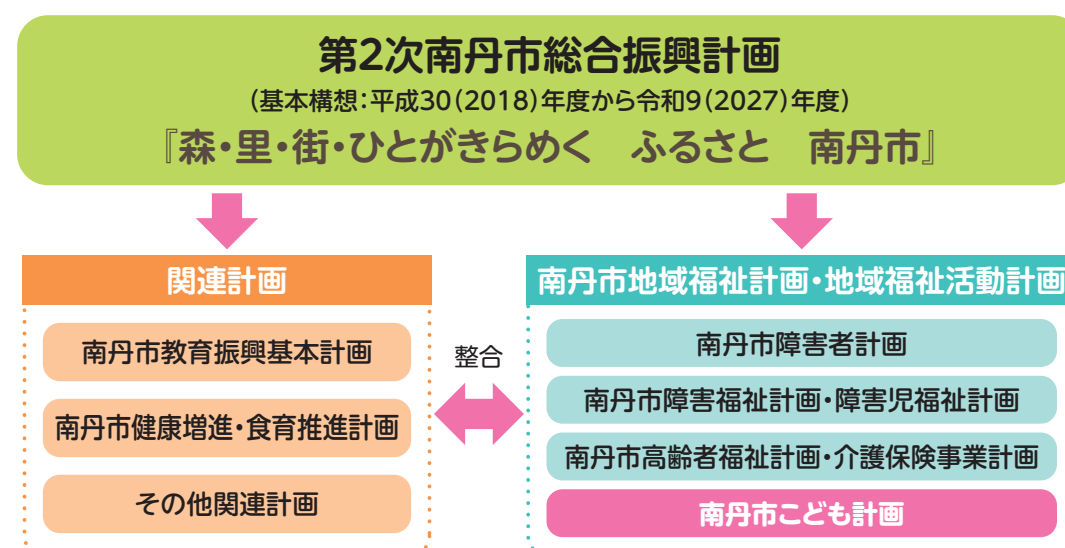
また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和6（2024）年6月に改正され、法律の題名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更されました。国が定める同法律の大綱等を勘案して市におけるこどもの貧困対策についても定めます。

3 計画の期間

本計画の期間は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

4 計画の位置づけ

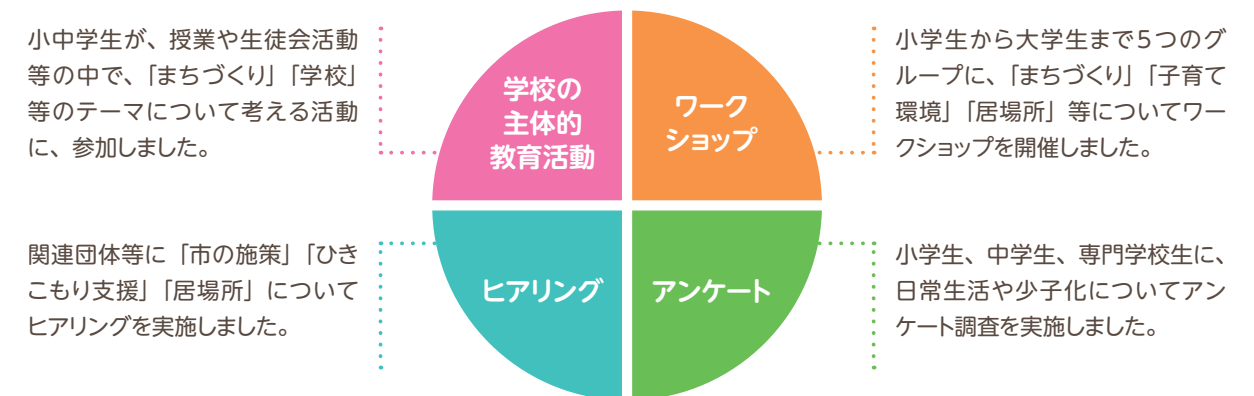
【諸計画の関係】



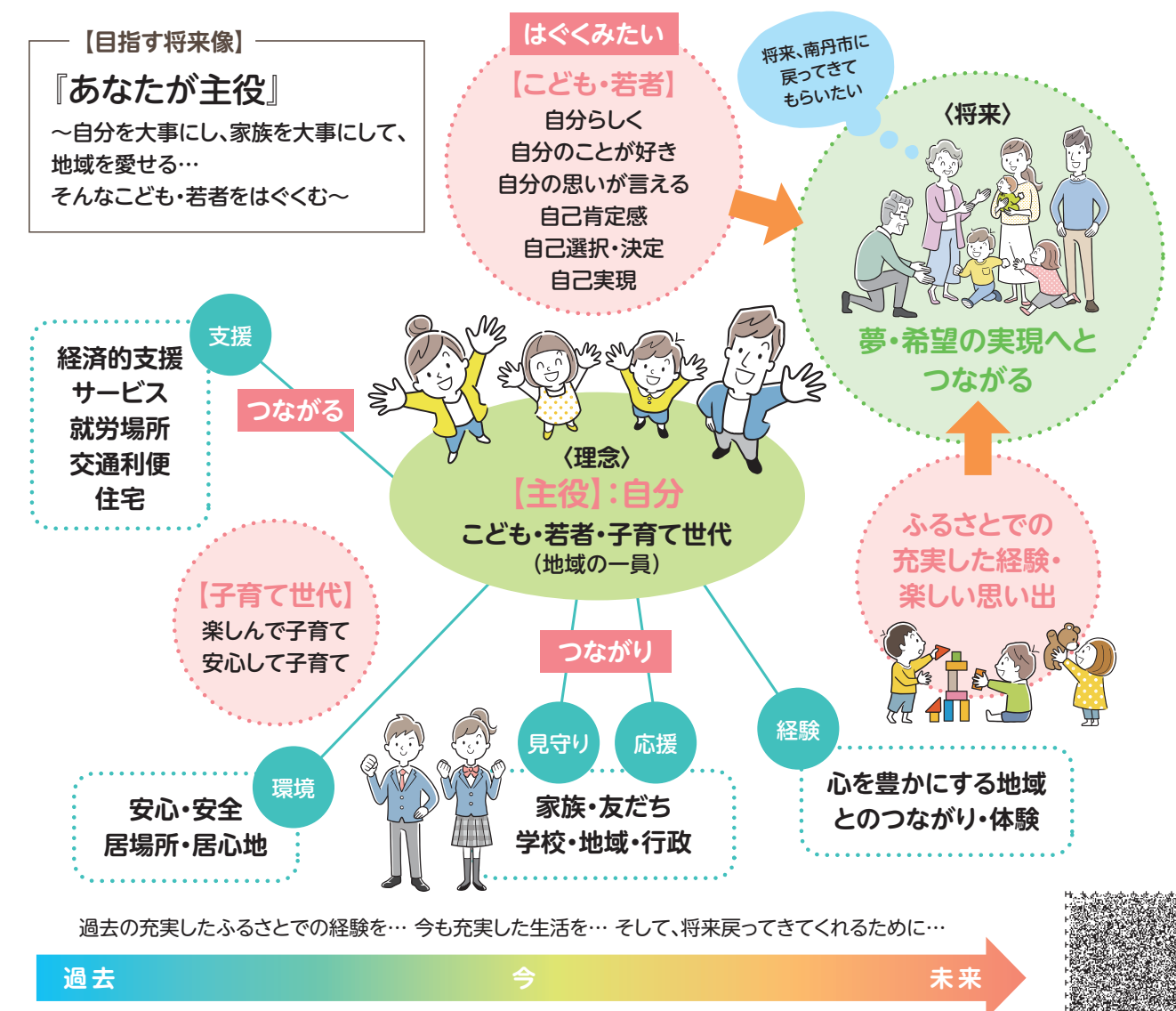
5 こども・若者の意見を聴く活動

こども基本法では、地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価をするにあたり、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。

本市では、こども・若者、子育て当事者の意見や思いを聴く機会を以下の大きく4つの活動に分け、こどもから若者までの対象者ごとに機会を設け、様々な声を集めました。



【こども・若者の意見 キーワード相関図】



計画の基本的な考え方

1 基本理念

南丹市は自然が豊かな場所でありながら、京都市内や大阪の生活圏内に位置し、こどもと家族が心身ともに健やかに成長できる恵まれた地域です。誇りをもって「ふるさと」と呼ぶことができるまち、南丹市。自らが育ったこの恵まれた環境の中で、こどもを育て次代につなげていく。

そのためには、まちの主役としてこども・若者・子育て世代にスポットをあて、若い世代が自分らしく、自らの思いを発信し、まちづくりに参画でき、夢や希望を語り、叶えられるまちづくりを進めていくことが重要です。

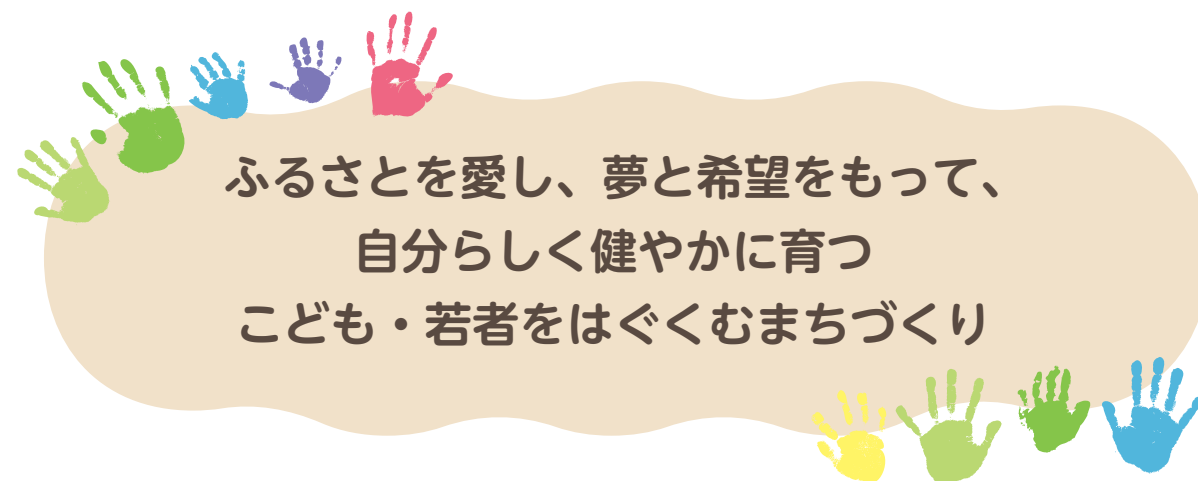
本計画を策定するにあたり、こどもや若者、子育て世代の思いや意見を聴きました。

こども・若者の意見からは、自分らしくあること、自分の将来や夢を楽しみにしている思い、自分の意見だけでなく相手の意見も尊重している様子がみられました。

また、ふるさと「南丹市」の良さは知りつつも、いったんは生活の拠点を南丹市外へと移し、将来へはばたきたい思いがあることもわかりました。

子育て世代は、つながりをもって安心して、楽しんで子育てできる環境を求めていることがわかりました。

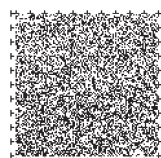
本計画では、国が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、南丹市の特徴を踏まえ、次のとおり南丹市こども計画の理念を掲げます。



2 計画の目指す基本的目標

基本理念をもとに以下の3本の柱を計画の基本目標（視点）とします。

- I こども・若者の権利を守ります
- II すべてのこども・若者が自分らしく生き生きと育つよう、切れ目なくサポートします
- III 地域全体で、こども・若者の育ちや子育て世代を支える環境づくりを推進します



3 目標指標

本計画の3つの基本目標に位置づける基本施策等の推進により、その目標値の達成をめざします。

こども

【南丹市子どもの生活状況調査】こどもの調査結果より

項 目	現 状	目標数値	(参考値)
将来の夢について「ある」と回答したこどもの割合	68.6%	70%	67.9%
悩み事を相談できる人が「いる」と回答したこどもの割合	82.7%	84%	83.6%
「自分の将来が楽しみだ」と回答したこどもの割合	72.8%	76%	75.9%
「自分は家族に大事にされている」と回答したこどもの割合	92.1%	現状維持	92.6%
「毎日の生活が楽しい」と回答したこどもの割合	83.2%	85%	85.0%
「自分のことが好きだ」と回答したこどもの割合	57.8%	60%	52.1%

※参考値：平成31（2019）年 実績値

子育て当事者

【市民意識調査】結果より

項 目	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	目標数値
安心して子育てのできるまちだと思う人の割合	40.5%	43.1%	46.4%	39.2%	35.3%	57.0%
地域全体で子育てを支援する仕組みづくりができていていると思う人の割合	—	—	34.7%	32%	26.6%	46.6%
乳幼児への保育・教育が充実していると思う人の割合	35.5%	39.3%	43.2%	37.3%	34.8%	56.0%

※第2次南丹市総合振興計画（平成30（2018）年度から令和9（2027）年度）における10年後の目標値で設定

【南丹市子ども・子育てに関するニーズ調査】

● 就学前児童の保護者調査結果より

項 目	現 状	目標数値	(参考値)
「子育ては楽しい」と感じる人の割合	73.0%	75%	75.4%
南丹市の子育て環境や支援への満足度	28.8%	38%	37.6%
「子育てに関する相談先の有無」の割合	88.5%	現状維持	88.3%

※参考値：平成30（2018）年 実績値

● 小学生児童の保護者調査結果より

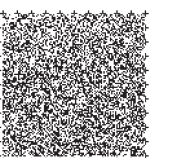
項 目	現 状	目標数値	(参考値)
「子育ては楽しい」と感じる人の割合	69.9%	73%	73.0%
南丹市の子育て環境や支援への満足度	28.4%	34%	34.0%
「子育てに関する相談先の有無」の割合	83.4%	90%	90.4%

※参考値：平成30（2018）年 実績値

【南丹市子どもの生活状況調査】保護者の調査結果より

項 目	現 状	目標数値	(参考値)
現在の幸福度	83.6%	現状維持	76.9%

※参考値：平成31（2019）年 実績値



4 計画の体系

自分らしく健やかに育つ子ども・若者をはぐくむまちづくり

基本目標Ⅰ こども・若者の権利を守ります

基本施策

- (1) こども・若者の権利について、社会全体での共有
- (2) こども・若者が当事者として社会参画し、意見を表明する機会の推進
- (3) 児童虐待の防止と対応及びヤングケアラーへの支援
- (4) こども・若者の貧困対策の推進
- (5) いじめ・犯罪から守る

基本目標Ⅱ すべてのこども・若者が自分らしく 生き生きと育つよう、切れ目なくサポートします

基本施策

- (1) 妊婦から乳幼児までの健やかな育ちをサポート
- (2) 生きる力をはぐくむ保育・教育の充実
- (3) ふるさとを大切に、人間性・社会性をはぐくむあそび・体験の充実
- (4) こども・若者の居場所づくりの充実
- (5) きめ細やかな配慮を必要とするこども・若者への切れ目のない支援
- (6) こどもとともに育つ保護者・養育者への支援

基本目標Ⅲ 地域全体で、こども・若者の育ちや 子育て世代を支える環境づくりを推進します

基本施策

- (1) 地域全体での支援体制の推進
- (2) 経済的な支援
- (3) 安心して子育てできる環境の整備

教育・保育の提供

1 教育・保育の量の見込みと確保の方策

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、教育・保育提供区域ごとに将来のこども人口を推計し、区域ごとの教育・保育の認定の令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間の実績に基づく認定率（年齢人口に対する、認定者数割合）を乗じて量の見込みを算出しています。

■ 園部地域 ■

子育て世帯の流入により、年度途中で育児休業明けの利用希望があり、低年齢児の人数は減少していくものの、利用ニーズは継続する傾向から、公立施設については認定こども園へ再編し、私立保育施設の開園支援に取り組みます。

また、市内全体の教育・保育サービスの質の向上を図るため、公私の連携を深め、どの施設も同様に保育環境の改善と、こどもの育ちときめ細やかな保護者支援を実施します。

■ 八木地域 ■

子育て世帯の流入や、年度途中で育児休業明けの利用があり、低年齢児の人数は減少していくものの、利用ニーズは継続する傾向が続いています。また、園部地域から通勤経路にあたる方の希望もあり、保育提供区域を超えての利用申込があります。

民間園の参入も検討しながら、公立施設の認定こども園への移行、機能縮小も含めて提供体制を確保します。

■ 日吉地域 ■

令和4（2022）年度にひよしこども園として保育所から認可内容を変更し、日吉地域の幼稚園利用を希望される方への体制が整いました。日吉地域のこどもの人数が減少していることもあり、2施設それぞれの利用者数自体が減っています。異年齢保育も含め教育・保育の提供を行います。集団の学びを得られる環境には課題があります。

今後は、日吉地域の子育て世帯に応じた教育・保育の提供となるよう、機能の集約や再編について検討が必要になると考えます。

■ 美山地域 ■

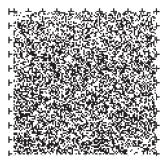
令和4（2022）年度にみやまこども園として保育所から認可内容を変更し、美山地域の幼稚園利用を希望される方への体制が整いました。美山地域のこどもの人数が減少していることもあり、利用者数自体が減っています。異年齢保育も含め教育・保育の提供を行います。集団の学びを得られる環境には課題があります。

今後は、広域な範囲にわたる美山地域の子育て世帯のニーズを把握しながら、実状に応じた教育・保育の提供となるよう、機能の集約を含め検討が必要になると考えます。

2 地域子ども・子育て支援事業の概要

事業名	事業概要
①利用者支援事業	子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、市民に身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し利用者を支援する事業です。
②延長保育事業	保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業です。
③放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童に対し、放課後及び長期休暇等に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、その児童の健全な育成を図る事業です。
④子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
⑤地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行うことができる場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
⑥一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
⑦病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業で、①病児対応型・病後児対応型 ②体調不良児対応型 ③非施設型（訪問型）の3つの類型があります。
⑧子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整をアドバイザーが行い、会員相互で援助しあう事業です。
⑨乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
⑩妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に関する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
⑪養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
⑫こども誰でも通園制度(新規)	保護者の就労状況に関係なく、月一定時間まで保育所等にこどもを預けることで、保育所等に通園していないこどもの育ちを支援する新しい通園制度です。
⑬妊婦等包括相談支援事業(新規)	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。
⑭産後ケア(新規)	産後ケアを必要とする人を対象に、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。
⑮子育て世帯訪問支援事業(新規)	支援の対象となる家庭を訪問し、家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）、育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）を行う事業です。
⑯児童育成支援拠点事業(新規)	支援の対象となるこどもの居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。
⑰親子関係形成支援事業(新規)	支援の対象となる保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

※本編に確保方策記載の事業のみ掲載



南丹市 こども計画【概要版】

令和7（2025）年3月

発行：南丹市教育委員会

編集：南丹市教育委員会こども家庭センターこども家庭課 電話 0771-68-0028